

定款の事業に関する留意点

- 1 定款に記載する社会福祉事業は、原則、社会福祉法第 2 条に記載されている事業名で記載してください。個別の施設名の記載は必要ありません。

区分	記載方法		記載例
社会福祉事業	●●の経営		特別養護老人ホームの経営
公益事業	事業	●●事業	居宅介護支援事業
	施設	●●の経営	地域包括支援センターの経営
	市からの委託事業		委託契約上の事業名
収益事業	●●業		不動産賃貸業

以前の記載方法により定款が作成されている法人は、この修正のためにのみ定款を変更していただく必要はありません。

他の定款変更が生じた場合に、併せて変更をしてください。

- 2 介護保険の事業は、老人福祉法で規定される事業のみが社会福祉事業となります。介護保険の事業名では定款に記載しません。
- 3 介護老人保健施設は、無料又は低額介護老人保健施設利用事業のみ社会福祉事業です。それ以外の介護老人保健施設は、公益事業です。
- 4 公益事業及び収益事業を追加する場合は、新たに公益事業の章及び収益事業の章を定款に追加し、併せて「資産の区分」の条文を変更してください。
- 5 新たに事業の指定等を受ける場合は、先に定款変更を行ってください。
定款変更認可後に事業指定等となるので、事業開始までに余裕をもって事務を行ってください。
事業にかかる定款変更認可を受けたら、必ず登記を変更してください。
- 6 公益事業の定款への記載が不要な場合は、次のとおりです。
- (1) 居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合
 - (2) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業の場合